

令和 8 年度 代議員会要項

日 時：令和 8 年 5 月 3 0 日（土）

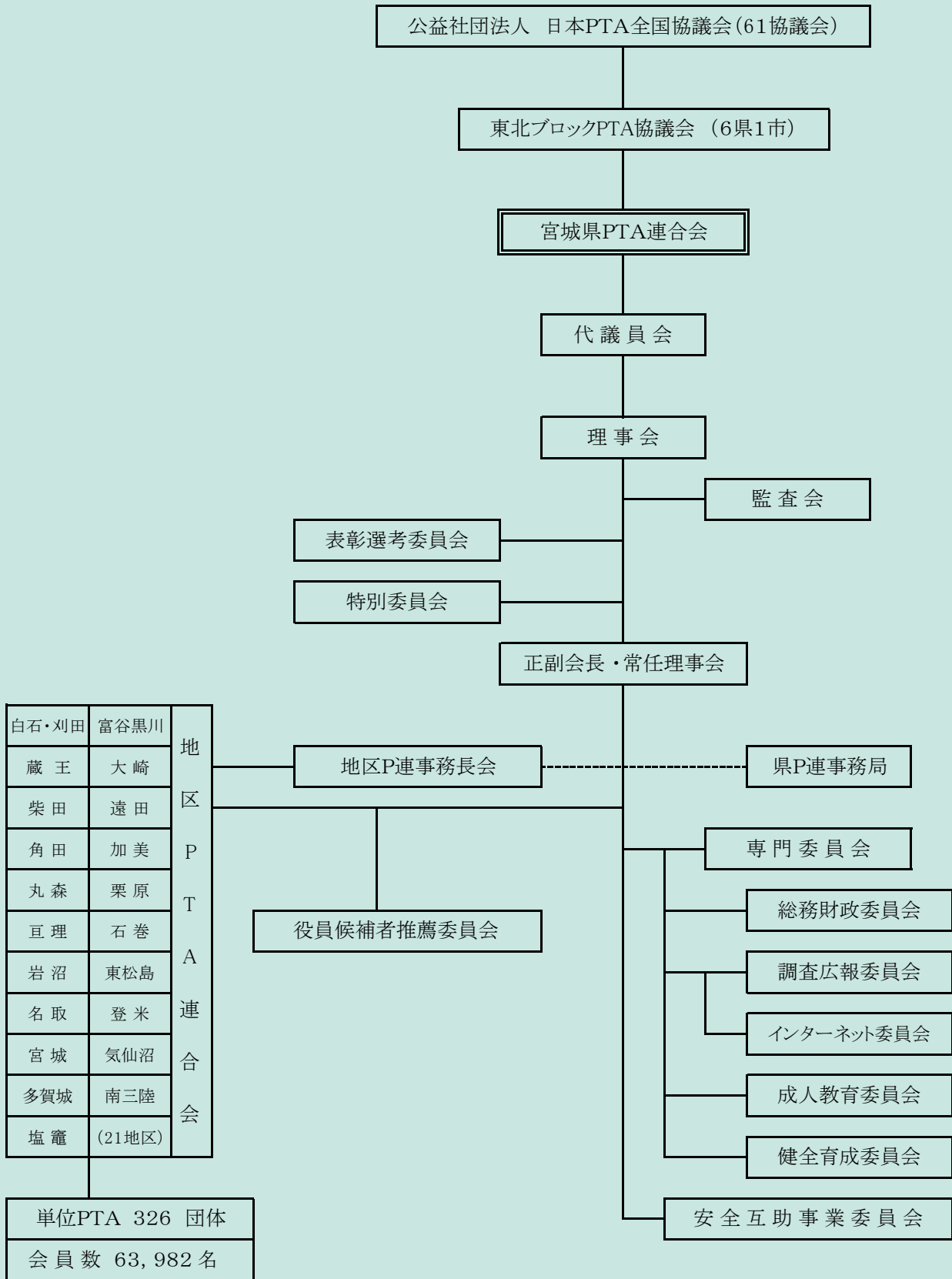
午後 3 時～

会 場：宮城県青年会館

3 階「大会議室」



宮城県 P T A 連 合 会



目 次

宮城県P T A連合会組織図	表 2
目 次	1
宮城県P T A連合会代議員会次第	2～3
報告（1） 令和7年度宮城県P T A連合会事業経過報告	
I （公益社団法人）日本P T A全国協議会	4～5
II 東北ブロックP T A協議会	5～6
III 宮城県P T A連合会	7～10
IV 各専門委員会	11～13
報告（2） 令和7年度宮城県P T A連合会決算及び監査報告	14～17
報告（3） 令和7年度宮城県P T A連合会安全互助事業報告	18
報告（4） 宮城県P T A連合会規程の一部改正	19～21
令和7年度優良P T A団体・個人表彰者一覧	22
令和7年度第41回広報紙コンクール入賞団体一覧	23
議事（1） 令和7年度事業及び会計決算の承認	
議事（2） 令和8年度宮城県P T A連合会活動方針（案）	24
議事（3） 令和8年度宮城県P T A連合会事業計画（案）	25～26
令和8年度年間行事予定（案）	27
議事（4） 令和8年度宮城県P T A連合会会計予算（案）	28～29
収入減少に伴う事業等の削減案	30
議事（5） 宮城県P T A連合会規約の一部改正（案）	31～32
議事（6） 令和8年度宮城県P T A連合会会長、副会長並びに監事の承認	33
宮城県P T A連合会規約及び規程	34～48
令和8年度宮城県P T A連合会地区事務局一覧	49
令和8年度宮城県P T A連合会地区単P数・代議員数一覧	50
令和8年度宮城県P T A連合会代議員	【別紙】
P T Aの歌	表 3

令和8年度 宮城県PTA連合会代議員会

《会場：宮城県青年会館 大会議室》

次 第

《 「PTAの歌」 斉唱 》 ♪ 2番まで ♪ 15:00～

開 会 行 事

- 1 開 会 宣 言
- 2 開会のあいさつ
- 3 感 謝 状 贈 呈
- 4 祝 辞
- 5 来 賓 紹 介
- 6 閉 会 宣 言

《定足数確認》

代 議 員 会

- 1 開 会 宣 言

- 2 議 長 選 出

- 3 議事録書記及び議事録署名委員の委嘱

- 4 令和7年度宮城県PTA連合会事業経過報告
 - (1) 令和7年度事業報告
 - 1) (公益社団法人) 日本PTA全国協議会
 - 2) 東北ブロックPTA協議会
 - 3) 宮城県PTA連合会
 - 4) 各専門委員会
 - ① 総務財政委員会
 - ② 成人教育委員会
 - ③ 調査広報委員会
*インターネット委員会
 - ④ 健全育成委員会

- (2) 令和7年度宮城県PTA連合会決算及び監査報告
 - 1) 会計決算報告
 - 2) 会計監査報告
- (3) 令和7年度宮城県PTA連合会安全互助事業報告
- (4) 宮城県PTA連合会規程の一部改正について
 - 1) 「 2 委員会規程 」
 - 2) 「 4 児童生徒表彰規程 」
 - 3) 「 7 職員服務, 給与及び退職等についての規程 」

5 議 事

- (1) 第1号議案 令和7年度報告事項の承認
- (2) 第2号議案 令和8年度活動方針案について
- (3) 第3号議案 令和8年度事業計画案について
 - 1) 事業と会議
 - 2) 各専門委員会事業
 - ① 総務財政委員会
 - ② 成人教育委員会
 - ③ 調査広報委員会
 - *インターネット委員会
- (4) 第4号議案 令和8年度会計予算案について
- (5) 第5号議案 宮城県PTA連合会規約の一部改正案について
 - 1) 「 第7章 委員会 」
 - 2) 「 第4章 役員及び職員 」
- (6) 第6号議案 令和8年度会長, 副会長並びに監事の承認
- (7) その他

6 前役員代表のあいさつ

7 新役員代表のあいさつ

8 閉会のあいさつ

9 閉 会 宣 言

報告(1) I (公益社団法人) 日本PTA全国協議会関係

☆ 平吹 淳 会長 ※国内研修委員会

期日・会場	会議・事業名等	内 容
令和7年6月20日(金) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	定時総会 浅野直美 顧問 平吹 淳 会長	・令和6年度事業報告について ・令和6年度収支決算報告について ・理事・監事の選任について 他
令和7年6月21日(土) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	協議会代表者研修会 平吹 淳 会長	・「日本PTA役員候補者勉強会」動画鑑賞 ・「日本PTA」とは ・事務局からの依頼事項、旅費精算方法 他
令和7年7月17日(木) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	国内研修委員会 事務局長研修会 協議会連絡会 平吹 淳 会長 佐藤 事務局長	・「日本PTA」について ・国内研修事業について ・公益社団法人について ・旅費の申請について ・改善計画について ・第三者委員会措置状況説明 他
令和7年7月18日(金) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	協議会代表者会 協議会研修会 平吹 淳 会長 鈴木洋市 副会長 木村奈緒子 副会長 佐藤 事務局長	・文部科学省より行政説明 *これからのPTA活動について *いじめ不登校について *中学校部活動の地域展開等について *教師を取り巻く環境整備について *学校体育館への空調整備の早期実施にむけて ・被災地でのPTA活動について ・グループディスカッション 他
令和7年8月22日(金) ～23日(土) 石川県立音楽堂コンサートホール 他	第73回日本PTA全国 研究大会石川大会 *メインテーマ ・創造的・協働的な学びをつくるPTA活動を推進します。 ・学びを生かし新たな行動に結び付けていくPTA活動を推進します。 ・サステナブルな環境や地域づくりを働きかけるPTA活動を推進します。 ◆参加者 *延べ 約5,000名 ※県P参加者 25名	※21日:レセプション *ANAクラウンプラザホテル金沢 ※22日:分科会 【6・特別2分科会】 ・「基調講演」,「実践発表」,「パネルディスカッション」 等 ※23日:全体会 ・歓迎アトラクション ・開会行事 ・記念講演 *テーマ 「能登の創造的復興と学びの環境」 ～学習環境の魅力化あってこそその復興～ *講師:石川県副知事 浅野 大介 氏 ・大会宣言文決議

期日・会場	会議・事業名等	内 容
令和7年10月16日(木) ※オンライン会議	協議会代表者会 平吹 淳 会長	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会報告 内閣府勧告報告 文部科学省行政説明 <ul style="list-style-type: none"> *全国学力・学習状況調査の結果 *各調査結果を踏まえた家庭教育支援の方向性 等 講演：BP [いじめ防止支援] ～プロジェクトの振り返りとこれから～ 講師：鳴門教育大学 教授 池田 誠喜 氏
令和7年12月2日(火) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	年次表彰式 受賞者・会長・事務局長 等 9名出席	<ul style="list-style-type: none"> 日本PTA全国協議会長団体表彰 2団体 名取市立第二中学校父母教師会 大崎市立第四小学校父母教師会 日本PTA全国協議会長個人表彰 4名 佐藤直美, 佐藤繁樹, 佐藤英, 佐藤博明
令和8年2月13日(金) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	委員会・協議会代表者会 平吹 淳 会長	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度事業計画案・予算案 各委員会報告 全国大会推進, 学校課題, 組織課題, 国内研修, 外部機関連携の委員会から 行政説明「デジタルな形態を含む新たな教科書の導入について」 グループディスカッション 他
令和8年3月25日(水) ～28日(土) 【3泊4日】 国立オリンピック記念青 少年総合センター 他	日本PTA国内研修事業 ・塩竈市父母教師会から, 中学2年生2名の参加	<ul style="list-style-type: none"> 集団宿泊を通じて「生きる力」を身に付け, 多様な関わりの中でコミュニケーションを高め, 日常や将来に活かせるスキルや知識を習得する。 「やる気」「思いやり」「人間関係構築」など心の成長を図る。

Ⅱ 東北ブロックPTA協議会関係

期日・会場	会議・事業名等	内 容
令和7年6月13日(金) ～14日(土) ホテルJALシティ仙台	第1回 東北ブロックPTA協議会 浅野直美 顧問 平吹 淳 会長 佐藤 事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度会務及び決算報告 令和7年度組織及び行事予定 第57回日本PTA東北ブロック研究大会仙台大会について 第58回日本PTA東北ブロック研究大会秋田大会の進捗状況について 令和7年度東北P表彰者について 情報交換 他

期日・会場	会議・事業名等	内 容
令和7年9月12(金) ホテルJALシティ仙台	第2回 東北ブロックPTA協議会 浅野直美 顧問 平吹 淳 会長 畑山和晴副会長 齋藤勇介副会長 佐藤 事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・日P, 東北P連関係報告 ・令和7年度日P, 東北P行事予定 ・第57回日本PTA東北ブロック研究大会仙台大会関係について ・第58回日本PTA東北ブロック研究大会秋田大会進捗状況について ・情報交換 他 ・レセプション
令和7年9月13日(土) ～14日(日) 東北大学百周年記念会館 川内萩ホール 仙台国際センター展示棟	第57回日本PTA東北 ブロック研究大会仙台大 会 *大会主題 『仙台で織りなす「未 来』 ～居場所を創るS. D. G. sプロジェクト～ ◆参加者 *延べ 1,586名 ※県P参加者 124名	13日: 開会行事 分科会 *4・特別1分科会 ・「実践発表」「パネルディスカッション」 14日: 全体会 ・アトラクション ・開会行事 *表彰式 等 ・記念講演 『脳の発達から考える教育と子どもの ウェルビーイング』 ～自分で未来を切り開く力を育む～ 講師: 東北大学加齢医学研究所脳科学 部門認知行動脳科学研究分野 准教授 細田 千尋 氏 ・閉会行事 *大会決議 等
令和7年12月5日(金) ～6日(土) ホテルJALシティ仙台	第3回 東北ブロックPTA協議会 平吹 淳 会長 佐藤 事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・日P, 東北P協関係報告 ・第57回日本PTA東北ブロック研究大会仙台大会の反省 ・第58回日本PTA東北ブロック研究大会秋田大会について ・第59回日本PTA東北ブロック研究大会盛岡大会の進捗状況 ・情報交換 他
令和8年2月6日(金) ～7日(土) 秋田キャッスルホテル	第4回 東北ブロックPTA協議会 平吹 淳 会長 佐藤 事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・日P, 東北P協関係報告 ・第58回日本PTA東北ブロック研究大会秋田大会実施計画案について ・第59回日本PTA東北ブロック研究大会盛岡大会の進捗状況 ・令和8年度東北P事業計画案について ・令和8年度日P年間会議案について ・情報交換 他

Ⅲ 宮城県 P T A 連合会 活動報告

月 日	曜	会 場	事 業 名	内 容
令和 7 年 5 月 24 日 15:00	土	青年会館 大会議室	代議員会事前打合せ 令和 7 年度代議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・代議員会の進行等について ・令和 6 年度事業経過報告 ・令和 7 年度活動方針案について ・令和 7 年度事業計画案について ・令和 7 年度会計予算案について ・令和 7 年度役員承認 他
6 月 28 日 12:30 14:30	土	青年会館 第 2 会議室 青年会館 大会議室	第 1 回常任理事会 第 1 回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度活動方針について ・令和 7 年度事業計画について ・第 20 回単位 P T A 会長会について ・地区 P 連活動援助費について ・理事会・専門委員会等について 他 ・令和 7 年度活動方針及び事業計画 ・地区 P 連活動援助費について ・専門委員会の活動と構成メンバー ・第 20 回単位 P T A 会長会について ・各種応募関係について 他
7 月 3 日 14:30	木	青年会館 多目的ホール	地区事務長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度活動方針及び事業計画説明 ・文書・印刷物の発送と事務連絡方法 ・地区 P 連活動援助費の使用方法等について ・P T A 諸表彰関係申込み手続について 他
7 月 10 日 9:00	木	青年会館 第 2 会議室	「P T A みやぎ第 196 号」 発行	◇発行部数 5,900 部
7 月 12 日 13:30	土	ホテル ニュー水戸屋	第 20 回単位 P T A 会長会 ◆参加者 127 名 *会長会のみ 68 名 *懇親会・宿泊 59 名	<ul style="list-style-type: none"> *基調講演 演題：「これからの P T A の在り方」 講師：県 P 顧問 浅野 直美 氏 *グループトーク ・グループトーク ・グループ発表
7 月 29 日 13:30	火	東北自治総合 研修センター [富谷市]	宮城県 P T A 指導者中 央研修会 ※県教委との共催事業	<ul style="list-style-type: none"> *講演 演題：「知っておきたい！発達障害の 基礎知識と支援の在り方」 講師：仙台市自閉症児者相談センター長 黒澤 哲 氏
8 月 3 日 10:30	土	青年会館 第 2 会議室	第 2 回常任理事会 起草委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 74 回宮城県 P T A 研究大会丸森大 会役割分担等について ・第 73 回日 P 全国研究大会石川大会について ・第 57 回日 P 東北ブロック研究大会仙 台大会について ・第 20 回単位 P T A 会長会について ・優良 P T A ・三行詩コンクール表彰結 果について 他 ・起草委員会 ・規程の改正「職員服務、給与及び退職等」

月 日	曜	会 場	事 業 名	内 容
9月27日 13:30	土	青年会館 多目的ホール	第2回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第74回宮城県PTA研究大会丸森大会の進捗状況と役割分担等について ・第73回日P全国研究大会石川大会の反省・感想等について ・第57回日P東北ブロック研究大会東青大会の反省・感想等について ・第20回単位PTA会長会について ・規程の改正「職員服務，給与及び退職等」 ・優良PTA・三行詩コンクール表彰結果について 他
10月26日 9:00	日	丸森町立丸森中学校 体育館	第74回宮城県PTA研究大会丸森大会 大会趣旨 ・追いかけていた夢があるなら「一緒にがんばろう」と，手を繋ごう。 ・旅立ちたい道があるなら「行ってらっしゃい」と，背中を押そう。 ・いつか舞い戻った時には「おかえりなさい」と，抱きしめよう。 今こそ，全力で。「こどもも全力応援宣言」 ◆参加者 338名	<ul style="list-style-type: none"> ①オープニングアトラクション ②開会行事：主催者挨拶，表彰式 等 ③パネルディスカッション ※テーマ 「学校再編に本気で向き合った人々」 ～それぞれのBefore&After～ ④閉会行事：大会宣言決議，感謝状贈呈，大会旗引継ぎ 等
10月22日 10:15	水	県庁 第1会議室	宮城県教育委員会との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域連携・地域移行の整備状況と課題について ・コミュニティ・スクールと学校協働活動の現状とその意義について ・不登校の現状とPTAとの連携の在り方について 等
11月8日 10:30 13:00	土	青年会館 第2会議室	中間監査会 第3回常任理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿，証拠書類，通帳等の監査 ・次年度予算編成に向けての指導助言 他 ・事業等の削減案に伴う規約並びに規程の改正 ・今年度の事業反省と次年度の主な事業予定について ・令和7年度役員候補者推薦委員会について ・第3回理事会，表彰祝賀会について ・中間会計監査会について 他
11月28日 9:00	金	青年会館 第2会議室	「PTAみやぎ第197号」発行	◇発行部数 5,900部

月 日	曜	会 場	事 業 名	内 容
12月20日 15:15 17:00	土	ホテル白萩 高砂の間	第3回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業等の削減案に伴う規約並びに規程の改正 ・事業経過報告 ・中間会計決算報告，監査報告 ・令和8年度の主な事業計画について ・令和7年度役員候補者推薦委員会について ・地区P連活動援助費の使用状況について 他
		ホテル白萩 萩の間	表彰祝賀会	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和7年度優良PTA表彰祝賀会 * 文部科学大臣表彰 [県推薦校] ・団体1 * 日本PTA全国協議会長表彰 ・団体2 ・個人4 * 東北PTA連絡協議会長表彰 ・団体2 ・個人10
令和8年 1月25日 13:00	日	青年会館 第2会議室	第4回常任理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の事業の反省 ・令和8年度の主な事業計画について ・令和7年度役員候補者推薦委員会について ・第74回日P研究大会奈良大会について ・第21回単位PTA会長会について 他
2月27日 9:00	金	青年会館 第2会議室	「PTAみやぎ第198号」 発行	◇発行部数 5,900部
3月28日 10:00	土	青年会館 多目的ホール	役員候補者推薦委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区からの役員候補者報告 ・役員候補者の推薦協議 ・候補者選考 ・推薦一覧表作成
4月11日 9:30 11:00 13:00	土	青年会館 第2会議室	会計監査会	<ul style="list-style-type: none"> ・決算についての説明 ・帳簿，証拠書類，通帳の監査 ・監査報告書作成 ・次年度の予算執行計画について
			予算編成会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査結果の説明 ・予算編成についての配慮事項 ・予算案作成
			第5回常任理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業経過報告 ・令和7年度会計監査報告 ・令和7年度安全互助事業報告 ・令和8年度県P活動方針案 ・令和8年度事業計画案 ・令和8年度予算案 ・第4回理事会の内容について ・令和8年度代議員会について 他

月 日	曜	会 場	事 業 名	内 容
4月19日 13:30	日	青年会館 多目的ホール	第4回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7度事業経過報告 ・令和7度会計監査報告 ・令和7度安全互助事業報告 ・令和8度県PTA活動方針案 ・令和8度事業計画・予算案 ・令和8度代議員会について 他
5月9日 10:00	土	青年会館 多目的ホール	広報紙コンクール審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7度発行の広報紙 ＊県P会長表彰：金賞 銀賞 佳作 ・日本PTA全国協議会への推薦作品選考 ＊小学校 6点 ＊中学校 4点
13:00		青年会館 第2会議室	優良PTA表彰選考委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学大臣表彰，日P会長表彰，東北P会長表彰候補の個人及び団体の選考
14:00			第6回常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8度代議員会の役割分担等 ・第21単位PTA会長会について ・令和8度充職分担(案)について ・役員調書作成について 他

Ⅳ 各専門委員会 活動報告

【 総務財政委員会 】

* 第1回委員会

※ 6月28日(土) 午後4時～ 宮城県青年会館 第2会議室

- 1 本年度の役員 ・委員長 大上 さつき ・副委員長 佐藤 玲, 中島 雅俊
- 2 本年度の活動
 - (1) 今年度の検討内容の確認
 - ① 今後の財政確保に向けて
*事業の見直し等
 - ② 規約, 規程の改正について
*適宜必要に応じて行っていく。
- 3 規程の改正について
・「7 職員の服務, 給与及び退職等についての規程」
- 4 年間活動計画について

* 第2回委員会

※ 9月27日(土) 午後3時15分～ 宮城県青年会館 多目的ホール

- 1 収入減に伴う事業等の削減案について
・事務局員の削減案, 健全育成委員会の廃止案, 「広報紙 PTAみやぎ」の電子化案等について
- 2 規約並びに規程の改正について
・規約「第7章 委員会」, 規約「第4章 役員及び職員」, 規程「2 委員会規程」, 規程「4 児童生徒表彰規程」について

* 第3回委員会

※ 11月8日(土) 午後3時～ 宮城県青年会館 第2会議室

- 1 今後の予算執行状況と次年度以降の状況について
- 2 各種事業内容の精選並びに削減案等について
- 3 令和7年度の活動の反省等について
- 4 次年度への申し送り事項について

【 成人教育委員会 】

* 第1回委員会

※ 6月28日(土) 午後4時～ 宮城県青年会館 大会議室

- 1 本年度の役員 ・委員長 鈴木 幸恵 ・副委員長 遠藤 浩司, 舘寺 俊明
- 2 本年度の活動
 - (1) 第20回単位PTA会長会の実施運営

(2) 第21回単位PTA会長会企画立案

(3) その他

3 協議事項

(1) 第20回単位PTA会長会の役割分担について

(2) 令和7年度実施活動計画について

*** 第2回委員会**

※ 9月27日(土) 午前11時～ 宮城県青年会館 第4会議室

1 第20回単位PTA会長会の反省並びに次年度申し送り事項について

2 第21回単位PTA会長会開催について * 日時・会場・開催概要等

3 令和7年度の活動の反省等について

【 調査広報委員会 】

*** 第1回委員会**

※ 6月22日(土) 午後4時～ 宮城県青年会館 第4会議室

1 本年度の役員 ・委員長 湯山 栄大 ・副委員長 伊藤 伸浩, 佐藤 桂

2 本年度の活動

(1) 「PTAみやぎ」第196号から第198号の企画編集, 記事取材, 発行

(2) 広報紙コンクールの周知, 募集, 審査

(3) 第74回宮城県PTA研究大会丸森大会実行委員会と連携を密にし情報提供に努める。

(4) 日Pアンケート調査協力

3 協議事項

(1) 「PTAみやぎ」の発行及び掲載について

(2) 年間計画について

◆ 「PTAみやぎ」第196号発行 《 5,900部 》 * 7月10日(木)

◇ 第1回インターネット委員会

※ 6月7日(土) 午後1時30分～ 県P事務局

1 本年度の役員 ・委員長 平間 克治 ・副委員長 佐々木 進

2 本年度の活動

(1) より効果的なホームページの作成と運用

(2) マチコミのスムーズな運用の徹底

(3) 第74回宮城県PTA研究大会丸森大会実行委員会と連携を密にし大会関係サポートに努める。

○ 日Pからのアンケート調査依頼

『教育に関する保護者の意識調査』 小5の保護者 50名

◆ 「PTAみやぎ」第197号発行 《5,900部》 *11月28日(金)

◇ **第2回インターネット委員会**

※ 1月10日(土) 午前10時～ 宮城県青年会館 県P事務局

- (1) 令和7年度の活動のまとめと反省等について
- (2) 次年度の活動計画(案)について

* **第2回委員会**

※ 1月10日(土) 午後3時15分～ 宮城県青年会館 第4会議室

- 1 第42回広報紙コンクールについて
- 2 「PTAみやぎ」第198号の企画
- 3 令和7年度の活動の反省等について
- 4 次年度の活動計画(案)について

◆ 「PTAみやぎ」第198号発行 《5,900部》 *2月27日(金)

【 健全育成委員会 】

* **第1回委員会**

※ 6月28日(土) 午後4時～ 宮城県青年会館 大会議室

- 1 本年度の役員 ・委員長 星 岳大 ・副委員長 石川 悟, 建村 勇樹
- 2 本年度の活動
 - (1) 三行詩コンクール作品募集と審査
 - (2) 健全育成委員会だよりの編集と発行
 - (3) 善行篤行児童生徒表彰審査会

* **第2回委員会**

※ 7月5日(土) 午後2時～ 宮城県青年会館 第4会議室

- 1 三行詩コンクール審査会
- 2 令和7年度「健全育成委員会だより」について

* **第3回委員会**

※ 12月20日(土) 午後1時30分～ ホテル白萩 『菊の間』

- 1 善行篤行児童生徒表彰選考会
- 2 令和7年度の活動の反省等について
- 3 次年度への申し送り事項について

報告(3) 令和7年度 宮城県PTA連合会安全互助事業報告

※宮城県PTA連合会安全互助事業の保険部分はA I G損害保険株式会社へ委託

1 加入状況

(1) 加入単位PTAの総数 385

<内訳>

① 小学校 215校 (未加入 3校) ② 中学校 111校 ③ 小中併合 9校
④ 幼稚園 37園 ⑤ 特別支援学校 13校

(2) 加入会員総数 160,673名

<内訳> ①学 童 83,404名

②PTA会員 77,269名

2 保険会社受付件数

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの事故受付 732件

<内訳> 令和7年3月31日支払完了分

① 学校契約団体傷害 546件
・死亡事故 0件
② PTA団体傷害 19件
③ PTA管理者賠償 4件
・草刈り中の飛び石事故など

※ 治療中で一部支払いや請求書類待ちの事故 167件

3 助成活動

(1) 地区PTA連合会への活動援助補助

4 安全確保活動

(1) 保険会社との連携により年間の事故件数と内容を集計し、情報を発信

5 広報活動

- (1) 保険会社との連携で構築した個人情報保護と請求に係る負担軽減を図るための新たな仕組みについて、リーフレットやホームページ掲載により周知を図る
- (2) 事業内容をA4版にまとめたリーフレット「安全互助事業のご案内」を県内単位PTAにおける総会等への説明資料として学童数と教職員数分を配付
- (3) 県P連ホームページにリーフレットをPDF掲載し会員の便宜を図る

6 任意加入保険「子ども24時間総合保障制度」

(1) 加入者数 6,053名 (令和6年度 6,199名)

(2) 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの事故受付件数 580件

<内訳> ※1つの事故で複数の支払い事由があるため、合計件数は一致しない。

①けが 483件 ②賠償 52件 ③携行品 52件 ④病気 43件 ⑤トラブル対応 7件

宮城県PTA連合会規程の一部改正について

[規程 2 委員会規程 第2条(4)]について改正する。

1 提案理由

ここ数年宮城県PTA連合会は、少子化や種々の理由によるPTA会員の減少並びに保険未加入者の増加により予算収入の減少が続いている。

毎年、総務財政委員会を中心に各種事業の見直しを図ってきたが、今後は予算の減少率に追いつかない状況が懸念される。

更には、近年の小・中学校数の減少に伴う単位PTAの減少から理事数も減ってきている。

よって運営組織全体の大幅な見直しが必要とされる。そのため事務職員の1名削減〔令和8年度から予定〕と同時に、委員会の組織改編を図るため規程の改正を行う。

2 変更条文適用日

令和7年度、理事会での決議日から適用する。

3 新旧対照表(案)

(注) アンダーラインの箇所が改正部分

現 行	改 定 案
第1条 この会に次の委員会を置く。 (1) 総務財政委員会 PTAの組織、運営、財政、表彰、安全互助事業に関する事項 (2) 成人教育委員会 会員の研修、生涯学習、研究大会の開催に関する事項 (3) 調査広報委員会 教育一般に関する調査研究及び広報並びにインターネット委員会に関する事項 (4) <u>健全育成委員会</u> <u>児童生徒の安全対策、健全育成及び教育環境の整備促進に関する事項</u>	第1条 この会に次の委員会を置く。 (1) 総務財政委員会 PTAの組織、運営、財政、表彰、安全互助事業に関する事項 (2) 成人教育委員会 会員の研修、生涯学習、研究大会の開催に関する事項 (3) 調査広報委員会 教育一般に関する調査研究及び広報並びにインターネット委員会に関する事項 (4) 健全育成委員会 児童生徒の安全対策、健全育成及び教育環境の整備促進に関する事項

※ 従来の健全育成委員会と調査広報委員会を統合した形とし、「PTAみやぎ」等に健全育成的視点を反映させる。

※ 関連する二つの規約の承認後、理事会での正式な承認事項とする。

宮城県PTA連合会規程の一部改正について

[規程 4 児童生徒表彰規定 第3条 2]について改正する。

1 提案理由

「規約第7章委員会についての規約第1条（4）」の規約改正に伴い本規程の改正を行う。

2 変更条文適用日

令和7年度、理事会での決議日から適用する。

3 新旧対照表（案）

（注）アンダーラインの箇所が改正部分

現 行	改 定 案
第3条 表彰の選考は、単位PTA・父母教師会会長の推薦により、次項の選考委員会において行う。 2 選考委員会は、会長、健全育成委員会担当副会長並びに健全育成委員をもって構成する。	第3条 表彰の選考は、単位PTA・父母教師会会長の推薦により、次項の選考委員会において行う。 2 選考委員会は、会長、 <u>成人教育委員会担当副会長並びに成人教育委員</u> をもって構成する。

宮城県PTA連合会規程の一部改正について

[規程 7 職員服務、給与及び退職等についての規程 第7条]について改正する。

1 提案理由

現在の事務局長の勤務時間は、1日6時間で週5日間勤務の週30時間である。

本会事務局長は、その業務内容等から原則校長〔原則社会教育主事の免許保持者〕退職者の雇用が望まれる。しかし現在では、教職員不足や65歳までの定年延長制度〔令和5年度より実施〕、そして再雇用制度等により教育関係機関の雇用が拡大している。また賃金面や多岐にわたる業務内容〔県教委・市町村教委との連絡調整や休日勤務、宿泊業務の多さ〕等から、今後は65歳以上の人材の採用が見込まれる中、体力面で厳しい勤務状況である。

また、平成23年度に東日本大震災復興支援金の捻出のために、職員の賞与カットと給料の減額がなされたが、勤務面での配慮はなされていない。

以上を総合的に考慮し、今後の本会事務局長の人材確保のために規程の改正を行う。

2 変更条文適用日

令和7年度、理事会での決議日から適用する。

3 新旧対照表（案）

（注）アンダーラインの箇所が改正部分

現 行	改 定 案
第3条 職員の勤務時間は、事務局長は週30時間、他の職員は週24時間とし、1日の勤務時間は午前9時から午後4時までとする。	第3条 職員の勤務時間は、 <u>週24時間とし</u> 、1日の勤務時間は午前9時から午後4時までとする。

※ なお、6時間の勤務時間減の取得方法に関しては、事務局長としての勤務内容から十分に考慮して取得するものとする。

令和7年度 優良PTA団体・個人表彰者一覧

敬称略

1 文部科学大臣表彰

【 団体 1 】

- (1) 丸森町立丸森中学校PTA ※推薦校

2 (公益社団法人)日本PTA全国協議会長表彰

【 団体 2 】

- (1) 名取市立第二中学校父母教師会
(2) 大崎市立古川第四小学校父母教師会

【 個人 4 】

- | | | |
|------------------------|----|----|
| (1) 七ヶ浜町立七ヶ浜中学校父母教師会会長 | 佐藤 | 直美 |
| (2) 名取市立下増田小学校父母教師会会長 | 佐藤 | 繁樹 |
| (3) 塩竈市立玉川中学校父母教師会顧問 | 佐藤 | 英 |
| (4) 宮城県PTA連合会事務局長 | 佐藤 | 博明 |

3 東北ブロックPTA協議会長表彰

【 団体 2 】

- (1) 気仙沼市立気仙沼中学校PTA
(2) 七ヶ浜町立松ヶ浜小学校父母教師会

【 個人 10 】

- | | | |
|-----------------------|-----|-----|
| (1) 名取市立閑上小中学校PTA元会長 | 南部 | 比呂志 |
| (2) 東松島市立大塩小学校PTA会長 | 二階堂 | 順一 |
| (3) 県立古川黎明中学校PTA前会長 | 湯山 | 栄大 |
| (4) 白石市立深谷小学校PTA顧問 | 平間 | 正 |
| (5) 岩沼市立岩沼中学校父母教師会顧問 | 小助川 | 啓 |
| (6) 旧大崎市立川渡小学校PTA会長 | 西條 | 歩 |
| (7) 加美町立宮崎小学校父母教師会前会長 | 千葉 | 敏明 |
| (8) 大和町立吉岡小学校PTA会長 | 早坂 | 基 |
| (9) 宮城県PTA連合会副会長 | 鈴木 | 洋市 |
| (10) 宮城県PTA連合会副会長 | 齋藤 | 勇介 |

第41回広報紙コンクール入賞団体

《令和6年度発行広報紙》

【小学校の部】

金賞

- ・ 塩竈市立第一小学校父母教師会 『いずみ』
- ・ 岩沼市立岩沼南小学校父母教師会 『あぶくま』

銀賞

- ・ 栗原市立築館小学校PTA 『杉』
- ・ 大崎市立古川第二小学校父母教師会 『トライアングル』
- ・ 加美町立東小野田小学校父母教師会 『かけはし』
- ・ 大河原町立大河原小学校父母教師会 『きらめき』

佳作

- ・ 名取市立那智が丘小学校PTA 『おおぞら』
- ・ 大崎市立鹿島台小学校PTA 『いしずえ』

【中学校の部】

金賞

- ・ 宮城県古川黎明中学校 『きらり』
- ・ 川崎町立川崎中学校PTA 『川崎中学校PTAだより』

銀賞

- ・ 大崎市立古川南中学校PTA 『みなみかぜ』
- ・ 大河原町立金ヶ瀬中学校父母教師会 『ふれあい』

佳作

- ・ 大崎市立古川東中学校父母教師会 『櫛の木』
- ・ 美里町立不動堂中学校PTA 『かけはし』

【WEB版】

- ・ 大崎市立岩出山小学校父母教師会

議事(2) 令和8年度 宮城県PTA連合会活動方針（案）

本会は、教育を本旨とする民主団体として、不偏不党、自主独立の性格を堅持しながら、相互扶助の精神をもってPTA活動を推進することによって会員の福祉の向上と児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

その目的の実現を期するため、本年度は、

地域ぐるみで育てよう、心豊かでたくましいみやぎの子

を主題に掲げ、次のような活動を展開していく。

- 1 「教育の原点は、家庭にある」ことから、親子のふれあい、地域交流等を通して、基本的な生活習慣、豊かな情操、思いやりの心などを育てる活動に努める。
- 2 家庭と学校さらに地域社会を結ぶ協働教育、生きる力を育む志教育の懸け橋として、学校、行政と密なる連携を図りながら、目的意識と主体性をもってPTA活動の展開に努める。
- 3 連合体の活動が円滑に機能するように努めるとともに、今日的な教育課題の情報を収集し周知を図りながら課題解決の活動に努める。

《 本年度の活動重点項目 》

- 1 子育てに関わる今日的な教育課題の情報を会員に適宜提供するとともに、その課題解決を目指した活動を推進する。
- 2 家庭、学校、地域社会及び行政と連携を密にし、心身ともに豊かな子どもを育てるために、あいさつなどの基本的な生活習慣の確立について実践活動を推進する。
- 3 「第75回宮城県PTA研究大会塩竈大会」が意義をふまえた大会となるよう実行委員会と連携し準備に当たり、県内PTA会員の心に響く大会となるよう本会の総力を結集し大会の運営に当たる。

議事(3) 令和8年度 宮城県PTA連合会事業計画 (案)

I 主催・共催事業

- (1) 第75回宮城県PTA研究大会塩竈大会 *10月25日(日)
- (2) 第21回単位PTA会長会 *7月11日(土) [ホテル白萩]
- (3) 「PTAみやぎ」第199号~200号発行 *9月・2月
- (4) PTA中央指導者研修会【県教委と共催】
*7月24日(金) 東北自治総合教育センター
- (5) 管内PTA指導者地区研修会【教育事務所と共催】
*仙台管内 *12月5日(土): 岩沼市民会館
*大河原管内 *11月21日(土): 白石市中央公民館
- (6) 地区P連セミナー・研修会【地区P連と共催】
- (7) 優良PTA団体・個人表彰
- (8) 広報紙コンクール, 善行篤行児童生徒, 三行詩コンクール, いじめ防止標語コンテスト表彰
- (9) 安全互助事業
 - 1) 地区PTA連合会活動への助成
 - 2) リーフレットやホームページ掲載による事業内容の周知
 - 3) 事故件数や事故内容の集計と事業報告書の作成
 - 4) その他

※ 関連事業

- (1) 第74回日本PTA全国研究大会奈良大会 ※8月21日(金)~22日(土)
【20名参加予定】
- (2) 第58回日本PTA東北ブロック研究大会秋田大会 ※9月12日(土)~13日(日)
【70名参加予定】
- (3) 日P主催「国内交流研修事業」への生徒派遣 *3月下旬研修予定
*北部教育事務所管内, 栗原市の中学2年生, 男女各1名ずつ参加予定
- (4) 文部科学大臣表彰, 日本PTA全国協議会会長表彰, 東北ブロックPTA協議会会長表彰

II 会 議

(1) 代議員会	1回
(2) 理事会	4回
(3) 常任理事会	6回
(4) 各専門委員会【総務財政・成人教育・調査広報】	各々3回～4回
(5) 安全互助事業委員会	適宜
(6) 会計監査会 [中間・決算]	2回
(7) 予算編成会議	1回
(8) 地区PTA連合会事務長会	1回
(9) 役員候補者推薦委員会	1回
(10) 広報紙コンクール審査会	1回
(11) 三行詩コンクール審査会	1回
(12) 優良PTA団体・個人表彰候補選考委員会	1回
(13) 善行篤行児童生徒表彰選考委員会	1回

III 各専門委員会事業

1 総務財政委員会

- (1) 規約, 規程の見直し
- (2) 財政運営課題の検討
- (3) 各事業内容の検討
- (4) その他

2 成人教育委員会

- (1) 第21回単位PTA会長会の実施運営
- (2) 第22回単位PTA会長会の企画立案
- (3) その他

3 調査広報委員会

- (1) 「PTAみやぎ」第199号～200号の企画編集, 記事取材・発行
- (2) 広報紙コンクールの周知・募集・審査
- (3) 第75回宮城県PTA研究大会塩竈大会実行委員会と連携を密にし大会サポートに努める。
- (4) 日Pからのアンケート調査協力
- (5) その他, 広報に係る活動

※ インターネット委員会

- 1) より効果的なホームページの作成と運用
- 2) マチコミのスムーズな運用の徹底を図る。
- 3) 第75回宮城県PTA研究大会塩竈大会実行委員会の大会サポートに努める。
- 4) その他

令和8年度 行事予定（案）

R8. 5. 1現在

月	日	曜	午 前	日	曜	午 後	日	曜	対外的な事業等
8年				30	土	・代議員会			
6				27	土	・常任理事会① ・理事会① ・第1回専門委員会	12~ 13	金~ 土	・東北ブロックPTA協議会事務局長会議 ・第1回東北ブロックPTA協議会 《 秋田市 》 【日P定時総会】 【日P研修会】
7				2 11	木 土	・地区事務長会 ・第21回単位PTA会長会 《 ホテル白萩 》	9 16 17 24	木 木 金 金	【日P事務局長会議】*オンライン 【日P委員会・協議会連絡会】 【日P協議会代表者会・研修会】 ・宮城県PTA指導者中央研修会
8	1	土	・常任理事会② ・起草委員会				20 21 22	木 金 土	【日P奈良大会レセプション】 【日P奈良大会分科会】 【日P奈良大会全体会】
9	10	木	・「PTAみやぎ」第199号発行				11 11 12 13	金 金 土 日	・第2回東北ブロックPTA協議会 《 秋田市 》 【東北P秋田大会懇談会】 【東北P秋田大会選択プログラム】 【東北P秋田大会メインプログラム】
10	25	日	・第75回宮城県PTA研究大会塩竈大会	7	水	・県教育委員会との意見交換会	15	木	【日P委員会・協議会代表者会】 *オンライン
11	7	土	・中間監査	7	土	・常任理事会③	24	火	【日P年次表彰式】
12				19	土	・理事会③ ・表彰祝賀会	4~ 5	金~ 土	・第3回東北ブロックPTA協議会 《 秋田市 》
9年				23	土	・常任理事会④			
2	26	金	・「PTAみやぎ」第200号発行				5~ 6 19	金~ 土 金	・第4回東北ブロックPTA協議会 《 盛岡市 》 【日P委員会・協議会代表者会】 *オンライン
3	27	土	・役員候補者推薦委員会						
4	10	土	・会計監査会, 予算編成委員会	10 18	土 日	・常任理事会⑤ ・理事会④			
5	8	土	・広報紙コンクール審査会 ・優良PTA選考第二次審査会 【 文科科学大臣表彰候補 】	8 29	土 土	・優良PTA表彰選考委員会 ・常任理事会⑥ ・代議員会	14	金	【日P委員会・協議会代表者会】

※ 令和9年10月予定 第76回宮城県PTA研究大会栗原大会

※ 令和9年9月25日(土)~26日(日) 第59回日本PTA東北ブロック研究大会盛岡大会

※ 令和9年8月27日(金)~28日(土) 第75回日本PTA全国研究大会熊本市大会

議事(5) 宮城県PTA連合会規約の一部改正（案）について

[規約 第7章 委員会についての規約 第1条（4）]について改正する。

1 提案理由

ここ数年宮城県PTA連合会は、少子化や種々の理由によるPTA会員の減少並びに保険未加入者の増加により予算収入の減少が続いている。

毎年、総務財政委員会を中心に各種事業の見直しを図ってきたが、今後は予算の減少率に追いつかない状況が懸念される。

更には、近年の小・中学校数の減少に伴う単位PTAの減少から理事数も減ってきている。

よって運営組織全体の大幅な見直しが必要とされる。そのため事務職員の1名削減〔令和8年度から予定〕と同時に、委員会の組織改編を図るため規約の改正を行う。

2 変更条文適用日

令和8年度、代議員会での決議日から適用する。

3 新旧対照表（案）

（注）アンダーラインの箇所が改正部分

現 行	改 定 案
第1条 この会に次の委員会を置く。 (1) 総務財政委員会 (2) 成人教育委員会 (3) 調査広報委員会 <u>(4) 健全育成委員会</u>	第1条 この会に次の委員会を置く。 (1) 総務財政委員会 (2) 成人教育委員会 (3) 調査広報委員会 -(4)- 健全育成委員会

※ 従来の健全育成委員会と調査広報委員会を統合した形とし、「PTAみやぎ」等に健全育成的視点を反映させる。

宮城県PTA連合会規約の一部改正（案）について

[規約 第4章 役員及び職員 第1条（3）]について改正する。

1 提案理由

「規約第7章委員会についての規約第1条（4）」の規約改正に伴い本規約の改正を行う。

2 変更条文適用日

令和8年度，代議員会での決議日から適用する。

3 新旧対照表（案）

（注）アンダーラインの箇所が改正部分

現 行	改 定 案
第1条 この会に次の委員会を置く。 （1） 会 長 1名 （2） 副 会 長 7名（小・中学校長会代表者 1名，財務担当1名を含む） （3） 常任理事 4名 （4） 理 事 理事数については別に定める （5） 監 事 3名	第1条 この会に次の委員会を置く。 （1） 会 長 1名 （2） 副 会 長 7名（小・中学校長会代表者 1名，財務担当1名を含む） <u>（3） 常任理事 3名</u> （4） 理 事 理事数については別に定める （5） 監 事 3名

議事(6) 令和8年度宮城県PTA連合会会長，副会長並びに監事の承認

令和8年度 宮城県PTA連合会会長，副会長並びに監事候補者(案)

	役 職 名	地区 PTA 名	候補者氏名	所属単 P T A 名
1	会 長	宮 城	すず き よう いち 鈴 木 洋 市	松ヶ浜小
2	副 一 般 会 長	名 取	さい どう ゆう すけ 齋 藤 勇 介	みどり台中
3		石 巻	き むら な お こ 木 村 奈 緒 子	石 巻 中
4		富谷黒川	かさ はら ゆ か 笠 原 由 佳	富谷第二中
5		大 崎	ゆ やま えい き 湯 山 栄 大	鳴子小中
6		気仙沼	ほし たけ ひろ 星 岳 大	戸 倉 小
7		小学校長会代表	かま た みつ のぶ 鎌 田 光 伸	多賀城八幡小
8		中学校長会代表	わが つま けい いち 我 妻 敬 一	塩竈第一中
9		監 事	多賀城	ほし やま じゅんいちろう 星 山 純 一 郎
10	大 崎		なか むら かつ み 仲 村 克 己	古 川 中
11	丸 森		わた なべ かず と 渡 辺 和 人	丸 森 中

宮城県PTA連合会規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 この会は宮城県PTA連合会と称する。

(事務所)

第2条 この会は事務局を宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目5番1号宮城県青年会館内に置く。

(目的)

第3条 この会は、相互扶助の精神をもってPTA活動を推進するとともに会員の福祉の向上を目指し、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第二章 事 業

(方針)

第4条 この会の事業を推進する上での方針は、次のとおりとする。

- (1) この会は、教育を本旨とする民主団体として不偏不党、自主独立の性格を堅持する。
- (2) この会と目的を同じくする他の団体及び機関の活動に協力する。
- (3) この会を構成する団体及び個人の自主性を尊重する。

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 児童生徒の安全や健全育成に関する活動
- (2) 優良PTA及び善行篤行児童生徒の表彰
- (3) PTA活動に関する研究大会及び研修会の開催
- (4) 教育及びPTA活動に関する調査研究及び広報活動
- (5) 児童生徒及び会員の福祉増進にかかわる業務
- (6) 会員相互の互助給付に関する事業
- (7) 関係機関及び団体との連絡提携
- (8) その他、この会の目的達成に必要な事項

第三章 組 織 及 び 会 員

(組織及び会員)

第6条 この会は、正会員として公益社団法人日本PTA全国協議会に加入する。

2 この会は地区別に組織された小学校及び中学校のPTA連合体（以下地区別連合体と言う）をもって組織し、会員は次のとおりとする。

- (1) 会 員 宮城県内（仙台市を除く）の小学校及び中学校に通学する生徒、児童の保護者並びに教職員

- (2) 準会員 安全互助事業に限り,宮城県内の幼稚園及び特別支援学校PTA会員で,事業の趣旨に賛同し所定の入会手続をした者

第四章 役員及び職員

(役員及び資格要件)

第7条 この会に,次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名(小・中学校長会代表各1名,財務担当1名を含む)
- (3) 常任理事 4名
- (4) 理事 理事定数については別に定める
- (5) 監事 3名

2 前項の役員は,第6条第2号で定める会員でなければならない

(役員を選任)

第8条 前条の役員のうち会長,副会長,監事は別に定める役員候補者推薦委員会において推薦し,代議員会の承認を得るものとする。

- 2 常任理事は,理事または理事を経験した者の中から会長が委嘱する。ただし,会長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 理事は,地区別連合体を代表する者及び会長委嘱の理事をもってあてる。
- 4 常任理事及び理事並びに監事に欠員が生じたときは,理事会において後任者を選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし,補欠により選任された役員は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。ただし,会長,副会長の通算期間は6年を限度とする。
- 3 監事は通算3年を限度とする。

(役員職務)

第10条 会長は,会務を統理し,この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し,会長事故あるときは,あらかじめ会長が指名した副会長がこれを代理する。
- 3 副会長のうち,財務担当はこの会の会計をつかさどる。
- 4 常任理事は,各専門委員会の委員長を務める。
- 5 理事は,重要事項について審議するとともに,会の運営にあたる。

(監事職務)

第11条 監事は,この会の業務執行及び財産状況を監査する。

- 2 定期監査は会計年度の間及び期末について行う。ただし,監事が必要と認める場合は,臨時に監査することができる。
- 3 前項の監査の結果は理事会及び代議員会で報告しなければならない。
- 4 監事は監査の結果,業務執行及び財産状況に是正が必要と認めた場合は,理事会及び代議員会において具申できることとする。

5 監事は、業務執行及び財産状況について、この会の規約、規程から大きく逸脱する事実があった場合は、理事会または代議員会に報告しなければならない。

6 前項の報告をするため必要があるときは、理事会または代議員会を招集することができる。

(事務局職員)

第12条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 職員の服務及び給与については、別に定める。

第五章 顧 問

(顧問)

第13条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる
ことができる。顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第六章 会 議

(会議の種別)

第14条 この会の会議は、代議員会、理事会、常任理事会及び正副会長会とする。

(代議員会の種別)

第15条 代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会とする。

(代議員及び定数)

第16条 代議員は、地区別連合体を代表し、この会の重要事項を審議決定する。

2 代議員の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数及び会員数に応じて別に定める。

(代議員会の招集)

第17条 通常代議員会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に理事会の決定を受け、会長が招集する。

2 理事会が必要と認めたときは、会長が招集する。

3 前項によらず4以上の地区別連合体から会議に付すべき事案を示して代議員会の開催要求があったときは、30日以内に会長が臨時代議員会を招集しなければならない。

4 代議員会の招集は、少なくとも20日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(代議員会の議長)

第18条 代議員会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。

(代議員会の議決事項)

第19条 代議員会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) この会の事業計画及び収支予算についての事項

(2) この会の事業報告及び収支決算、剰余金の処分についての事項

(3) 負担金に関する事項

(4) 規約の改廃に関する事項

(5) その他この会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(代議員会の定足数)

第20条 代議員会は、地区別連合体及び代議員の半数以上の出席をもって成立し、議決は、出席代議員の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

(議事録)

第21条 代議員会の議事録は書記が作成し、出席者2名の署名を受ける。

2 代議員会の書記及び議事録署名委員は議長が指名する。

(理事会の構成)

第22条 理事会は会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成し、必要に応じて監事並びに顧問を加えることができる。ただし、監事及び顧問は議決に加わることはできない。

(理事会の招集)

第23条 定例の理事会は会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、4人以上の理事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を、会長が招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長、若しくは会長が指名した者があたる。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、構成員の半数以上の出席をもって設立し、議決は、出席者の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

2 理事はやむを得ない事由により理事会を欠席する場合は、所属する地区別連合体において当該理事に準ずる代理者を出席させることとする。

3 理事が理事会を欠席する事由が長期にわたる場合は、地区別連合体の定めるところにより後任者を選定し、その事由を付して理事会に報告しなければならない。

(理事会の議決事項)

第25条 理事会はこの規約で定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 代議員会に附議すべき事項
- (2) 役員を選任についての事項
- (3) 代議員会から付託された事項
- (4) 補正予算についての事項
- (5) 諸規程の制定、変更及び廃止についての事項
- (6) その他この会の運営に必要と認められる事項

(常任理事会及び正副会長会)

第26条 常任理事会及び正副会長会は、会長が招集し、議長には会長、若しくは会長が指名した者があたる。

- 2 常任理事会及び正副会長会は、理事会より付託された事項について審議し施行する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。
- 4 正副会長会は、会長、副会長をもって構成する。

第七章 委 員 会

(専門委員会)

第27条 この会に次の委員会を置く。

- (1) 総務財政委員会
 - (2) 成人教育委員会
 - (3) 調査広報委員会
 - (4) 健全育成委員会
- 2 前項の委員会の所掌事項は別に定める。
 - 3 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(安全互助事業委員会)

第28条 この会の安全互助事業の運営に関し、推進委員会を置く。

- 2 前項の委員会の所掌事項は別に定める。
- 3 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(特別委員会)

第29条 この会の事業を遂行するために必要のある時は、理事会の議決を経て、特別委員会を置くことができる。

- 2 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第八章 会 計

(会計の種別)

第30条 この会に、宮城県PTA連合会一般会計のほか必要に応じ特別会計を置く。

(一般会計)

第31条 この会の経費は、単位PTAの負担金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 負担金の算定及び徴収方法については、別に定める。
- 3 安全互助給付にかかる収支内訳は別に計算書を作成し、この規約で定める必要な会議に提示する。

(特別会計)

第32条 特殊な事業に要する費用は、これを特別会計とし、別に予算を編成することができる。

- 2 特別予算は、その目的及び予算規模について代議員会の承認を得るとともに、運用については理事会の承認を得て別に定める。

(基金)

第33条 この会の目的達成及び運営に必要があるときは、その基金を置くことができる。

- 2 必要な基金及びその運用に関する事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(補正予算)

第34条 この会の経理は代議員会で議決された予算に基づいて行う。ただし、必要が生じた補正予算は理事会の承認を得なければならない。

(費用弁償)

第35条 この会の役員並びに会議出席者の費用弁償は別に定める。

(会計年度)

第36条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり,翌年3月31日に終わる。

第九章 委 任

第37条 この規約に定めるもののほかに,会の運営に関して必要な事項は規程で定める。

付 則

(施行期間)

この規約は,昭和23年5月15日から施行する。

(規程内名称)

各規程内において「規約」とあるのは,宮城県PTA連合会規約とする。

各規程内における本会の名称は県P連とする。

改 正 沿 革

昭和23年5月15日 制定

平成18年6月 3日 改正

平成21年6月 6日 改正

平成22年6月 5日 改正

平成23年6月 4日 改正

平成29年5月27日 改正

宮城県PTA連合会規程

1 負担金に関する規程

- 第1条 この規程は,県P連規約第 31 条第 2 項で定める負担金について定める。
- 第2条 単位PTAにおける負担金算定方式は,200 円に,毎年 5 月 1 日現在の単位PTAの小・中学校児童生徒在籍数に 0.9 を乗じた金額と,1 単位PTA当たり 2,000 円とする。ただし,10円未満は切上げとする。
- 第3条 負担金は,所定の金額を単位PTAの引落とし希望日に引落とす。会費の残金は,9 月末日までに納入することとする。

2 委員会規程

- 第1条 この規程は,県P連規約第七章委員会で定めることのほか,必要な事項について定める。第2条規約第 27 条で定める専門委員会の所掌事項については次のとおりとする
- (1) 総務財政委員会
PTAの組織,運営,財政,表彰,安全互助事業に関する事項
 - (2) 成人教育委員会
会員の研修,生涯学習,研究大会の開催に関する事項
 - (3) 調査広報委員会
教育一般に関する調査研究及び広報並びにインターネット委員会に関する事項
 - (4) 健全育成委員会
児童生徒の安全対策,健全育成及び教育環境の整備促進に関する事項
- 第3条 専門委員会の委員は理事会の成員で構成し,会長が委嘱する。
- 第4条 専門委員会には,会長委嘱による委員長 1 名,互選による副委員長 2 名を置く。
- 第5条 専門委員会の委員長は,規約で定める会議において,委員会の運営状況を報告しなければならない。
- 第6条 専門委員会の委員長は,必要に応じ参考意見を得るため,委員会の構成員以外の識者を招聘することができる。
- 第7条 県P連の副会長は,各専門委員会の担当役員となる。
- 第8条 規約第 28 条に定める推進委員会は,安全互助事業運営全般について協議し,その推進にあたる。
- 第9条 特別委員会は会長の諮問に応じ,付託された事項について調査審議する。
- 第10条 特別委員会は,正副会長及び常任理事をもって構成し,会長がこれを委嘱する。
- 第11条 特別委員会には,会長委嘱による委員長 1 名,互選による副委員長 1 名を置く。
- 第12条 特別委員会の委員長は,必要に応じ参考意見を得るため,委員会の構成員以外の者を招聘することができる。

3 表彰規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第2号について必要な事項を定める。
- 第2条 県P連はPTAの向上発展及び社会教育の振興に寄与し、その功績顕著な単位PTA及び個人を会長名をもって表彰する。
- 第3条 表彰の選考については、概ね次の基準により、会長に内申するものとする。
- (1) 長年にわたり役員として又は会員として、会の向上発展のために尽し、その功績顕著なるもの
 - (2) 日常の生活態度が民主的であって、会員の範とするに足るもの
 - (3) 教育の振興に熱心であって、奉仕的精神に富むもの
 - (4) 会の運営が民主的であって、PTA本来の使命達成に務め、実績顕著なるもの（団体）
 - (5) 県P連の役員として会の発展に功績あるもの
- 第4条 表彰者の数は、次のとおりとする。
- (1) 団体 地区別連合体に加入している単位PTA数が20団体までは、1単位PTA以内とし、20団体を越える場合は、1団体から20団体まで増すごとに、1単位PTAを加えることができる。
 - (2) 個人 単位PTA1名以内とする。併設校及び分校については、別に考慮することができる。この表彰は、小・中学校を通じて1回限りとする。地区別連合体の事務長が、事務長職を退く時は感謝状を贈呈する
- 第5条 表彰の選考は、地区別連合体に委任する。ただし、本規程第3条第5号については、その役職を退く時にこれを表彰する。
- 第6条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。
- 第7条 団体表彰は、県PTA研究大会において行い、個人表彰は、地区別連合体に委任する。
- 第8条 文部科学大臣、宮城県教育委員会、日本PTA全国協議会及び東北PTA連絡協議会等からの表彰者については、選考委員会に諮って内申するものとする。
- 第9条 選考委員会は、宮城県教育庁生涯学習課より1名、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。

4 児童生徒表彰規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第2号のうち、児童、生徒の表彰に関する事項を定める。
- 第2条 教育の実績向上の一助として、特に顕著な善行又は篤行のある小・中学校児童生徒を、会長名をもって表彰する。
- 第3条 表彰の選考は、単位PTA・父母教師会会長の推薦により、次項の選考委員会において行う。
- (1) 選考委員会は、会長、成人教育委員会担当副会長並びに成人教育委員をもって構成する。
 - (2) 選考は、1月下旬までに終了するものとする。ただし、緊急の場合は、その都度対応する。
- 第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

5 役員候補者推薦委員会規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第8条の規定に基づき、役員候補者の推薦に関し必要な事項を定める。
- 第2条 推薦委員会は、各教育事務所及び地域事務所管内の各地区別連合体より1名の委員と県P連事務局長をもって構成し、代議員会（役員改選日）以前に開催する。
- 2 推薦委員は、当年度及び前年度の役員より選ぶものとする。ただし、該当者なき場合は、地区別連合体の推薦する者とする。
- 第3条 会長及び副会長候補者の資格は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、副会長または常任理事を経験している者
- (2) 副会長は、理事若しくは監事を経験している者、又は単位PTAの同意を得て地区別連合体より推薦される者。ただし、副会長「小・中学校長会代表各1名」は、小・中学校長会に推薦を依頼する。
- 第4条 監事は、会長、副会長及び理事以外の者より推薦する。第5条 推薦委員は、役員の候補者になることができない。
- 第6条 推薦委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、互選により委員長を選出する。
- 第7条 会長、副会長及び監事候補者の推薦手順は次のとおりとする。
- (1) 委員長は、各委員より候補者の推薦を受ける。
- (2) 役職ごとに該当数に調整する。
- (3) 副会長及び監事は、教育事務所及び地域事務所管内を考慮して推薦する。
- 第8条 推薦委員会は、秘密会とする。

6 費用弁償規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第35条の規定に基づき、役員並びに会議出席者に対する費用弁償に関し必要な事項を定める。
- 第2条 この会の用務により出張する場合には、受給者の所属する単位PTAの所在地から用務地までの費用を対象とする。
- 第3条 費用弁償の算出は、次のとおりとする。
- (1) 受給者の所属する単位PTAの所在地から用務地までの距離を支給対象とし、1km当たり15円とする。また、用務地まで片道50km以上の距離がある場合に高速料金を支給する。または高速道路を利用することによって片道30分以上の時間短縮が見込まれると認められる場合に高速料金を支給することができる。
- (2) 受給者が、県外に出張する場合は、鉄道運賃は普通料金とし、最短距離により算出する。ただし、100kmを越える場合は、急行、特急、新幹線料金を支給する。また、時間効率を考慮し航空費を支給する。
- (3) 日当は、半日1,500円、一日3,000円とする。
- (4) 用務により宿泊する場合は、主催者の提示する宿泊料を支給する。ただし、県外の場合は別に3,000円を加給する。

7 職員服務,給与及び退職等についての規程

- 第1条 この規程は,県P連規約第12条第3項の規定に基づき,職員の服務,給与及び退職等について必要な事項を定める。
- 第2条 職員は規約,規程等に基づき,上司の命令に従い職務に専念し,事務の能率の向上に努めなければならない。
- 第3条 職員の勤務時間は,週24時間とし,1日の勤務時間は午前9時から午後4時までとする。
- 第4条 休日は,土曜,日曜,祝祭日及び年末年始(12月28日~1月7日)とする。
- 第5条 会長は事務に支障のない範囲内で,その事由により有給休暇及び特別休暇を与えることができる。
- 第6条 職員は,定年に達したときは,定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。
- 第7条 事務局長の定年は,年齢70歳とする。
- 2 事務局員の定年は,年齢60歳とする。ただし,本人の希望により,1事業年度区切り更新で年齢70歳まで延長することができる。尚,健康面等に何らかの問題がある場合はその限りではない。
- 第8条 給与は基本給及び調整給とする。支給額及び支給率は理事会に諮ってこれを定める。
- 2 給与の定期昇給は事務局長を除き,55歳までとする。
- 3 通勤手当は宮城県人事委員会規則に準じて支給するものとする。
- 第9条 負傷又は病気のための休暇中の給与は,休職を命ぜられた月より3か月は休職前の10分の4とする。
- 第10条 職員の退職に当たっては,退職積立金より退職慰労金を支給する。
- 2 退職慰労金は次の式で計算する。ただし100円未満は切り上げとする。
- $$\text{退職金} = (\text{退職時の基本給}) \times \text{勤務年数}$$
- 第11条 この会の用務により出張する場合は,宮城県教育委員会旅費規程に準じて旅費を支給するものとする。詳しくは別に定める旅費細則による。

8 アドバイザー設置規程

- 第1条 この規程は,県P連が,要請に応じてアドバイザーを派遣し,P T Aの組織の強化,活動の促進に寄与しようとするものである。
- 第2条 アドバイザーには,この会の会長及び副会長経験者が当たる。
- 2 アドバイザーの任期は2年とする。
- 第3条 アドバイスの領域は次のとおりとする。
- (1) P T Aの組織運営,予算
 - (2) 家庭教育
 - (3) 成人教育
 - (4) 青少年健全育成
 - (5) P T A新聞づくり
 - (6) 地区セミナー
 - (7) その他

第4条 アドバイザーの派遣は,原則として,単位P T A及び郡市町村P T A連合会の主催事業とする。

第5条 アドバイザーは,原則として奉仕活動とする。

2 県P連は,費用弁償規程による旅費日当を負担する。ただし,宿泊を要する場合の宿泊費は,主催者において負担するものとする。

3 要請したP T Aは,謝金 5,000 円を負担する。

9 慶弔に関する規程

第1条 県P連が行う慶弔については,この規程による。

第2条 単位P T A及び地区別連合体の記念式典等に招待された場合,正副会長会に諮って慶意を表する。

第3条 次のような場合は正副会長会に諮って弔意を表する。

(1) 歴代会長及び関係機関,関係団体の責任者が死亡した場合

(2) 本会の役職員の直系尊属が死亡した場合

第4条 この会の役員及び職員が長期入院の場合,正副会長会に諮って見舞いの仕方を決める。第5条その他,特別な事情がある場合,正副会長会に諮って決める。

10 基金管理に関する規程

第1条 この規程は,県P連規約第33条第2項に基づき,基金及びその運用に関する事項を定める。

第2条 基金は運営基金,事業補助基金,県P連財産・備品取得基金とする。

第3条 運営基金は,年度当初から予算の確定する代議員会までの暫定予算執行及びその他の事業執行を円滑に実施することを目的とする。

2 運営基金は,その目的により,本会計予算の支出に対する一時立替払いするものであり,本会計予算の収入が確保され次第,速やかに一時立替払い分を積戻しする。

第4条 事業補助基金は,安全互助事業等支出準備金や,その他の事業でやむを得ず不足金が生じる場合に充当するものとする。

2 事業補助基金の取り崩しまたは積み立ての場合は本会計予算または特別会計予算の会計処理を経て行うものとする。

第5条 県P連財産・備品取得基金は,事務所の維持・確保,備品等の取得が必要となった場合に充当するものとする。

2 県P連財産・備品取得基金の取り崩しまたは積み立ての場合は,本会計予算または特別会計予算の会計処理を経て行うものとする。

1 1 インターネット委員会規程

- 第1条 この会をインターネット委員会と称し、県P連調査広報委員会の所管とする。
- 第2条 県P連の目的達成のため、P T A活動に係る公正なインターネット情報を提供する。
- 第3条 この会の活動は、次のとおりとする。
- (1) 県P連ホームページの開設とその管理運営
 - (2) P T A活動のインターネット情報による情報交換の推進
- 第4条 インターネット委員会の委員は若干名とし、理事会に諮り会長がこれを委嘱する。
- 2 この委員会はインターネットに関する専門的知識を要することから、会員以外の委員も選出できることとする。
- 第5条 インターネット委員会の委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 第6条 インターネット委員会には委員長1名、副委員長1名を置く。
- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第7条 委員に対する費用弁償は、県P連の費用弁償に準ずる。
- 2 県P連の費用弁償規程に該当しない費用に対する費用弁償は、委員一人当たり年額 20,000円とする。

1 2 P T A研究大会開催規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第3号に基づき、「P T A研究大会」の開催に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この大会は、各大会毎に研究テーマを設けて、その研究テーマを追求する。
- 第3条 この大会の開催内容の指針は、次のとおりとする。
- (1) P T A活動について研究、研修をする。
 - (2) 教育に関する研究・研修又は教育情報に関する情報交換をする。
 - (3) 会員相互の親睦・交流を図る。
- 第4条 この大会の開催地は宮城県教育事務所単位における輪番制とし、「開催地輪番表」による。
北部（令和4年度）⇒仙台（令和5年度）⇒東部（令和6年度）⇒大河原（令和7年度）
⇒仙台Ⅰ（令和8年度）⇒北部（令和9年度）⇒東部・気仙沼Ⅰ（令和10年度）⇒
仙台Ⅱ（令和11年度）⇒東部・気仙沼Ⅱ（令和12年度）⇒大河原（令和13年度）
- 第5条 この大会を運営するために、県P連並びに開催地P T Aにより実行委員会を設ける。
- 2 実行委員会は、この大会の主管となり、開催趣旨並びに開催内容の指針に基づきその企画・運営にあたる。
 - 3 実行委員会は、この大会の開催概要案を県P連理事会に示し、承認を得る。
 - 4 実行委員会は、この大会の終了後、県P連理事会に事業報告をする。
- 第6条 県P連と実行委員会は、連絡調整を密にし、共同してこの大会を運営する。
- 第7条 この大会経費は、県P連事業費並びに参加者負担金、その他収入をもって当てる。
- 第8条 この大会の事務は、県P連事務局並びに実行委員会事務局において行う。
- 2 事務負担については、事務分担表による。
- 第9条 この大会準備のために、開催地P T Aにより準備委員会を設けることができる。

- 2 県P連と準備委員会または開催地PTAは,十分に協議・調整を行い,実行委員会の設立にあたる。

1 3 宮城県PTA連合会ホームページ管理規程

- 第1条 この規程は,県P連が開設するホームページの管理,運営について必要な事項を定める。
- 第2条 この規程においてホームページとはインターネット ウェブサイト miyagi-pta.gr.jp ドメイン内で公開するすべての情報をいう。
- 2 この規程において情報提供者とは,県P連に係る情報を持つ者または組織をいう。
- 第3条 県P連と会員相互の情報交換の場を提供すること,及び会員に対する情報提供を目的としてホームページを開設する。
- 第4条 ホームページの管理,運営における最高責任者は県P連会長とする。 第5条 ホームページの管理,運営における主管組織は調査広報委員会とする。
- 2 主管組織はホームページ管理,運営に関し日常的作業をインターネット委員会に委託することとする。
- 第6条 ホームページの基本的な構成は調査広報委員会,体裁,デザインはインターネット委員会が定める。
- 2 情報提供者はインターネット委員会に掲載を希望するデータを送付するものとする。
 - 3 インターネット委員会委員は,データ掲載の可否を掲載基準に照らし判断し,速やかにホームページに掲載するものとする。
 - 4 掲載された内容に関する文責は情報提供者が負うものとし,当該ページ内に文責者を記す。あきらかな誤字,脱字については,インターネット委員会で訂正することが出来る。
 - 5 不要となったデータの取り扱いはインターネット委員会又は調査広報委員会が判断し削除することが出来る。
 - 6 調査広報委員会は自ら積極的に情報収集につとめ,県P連関係者はホームページ運営に協力するものとする。
- 第7条 ホームページに掲載する情報は次に掲げる全ての事項を満たすものとし,疑義ある場合は調査広報委員会又は正副会長会が判断する。
- (1) 県P連及びホームページ開設の目的に反しないこと。
 - (2) 公序良俗に反しないこと。
 - (3) 個人情報(住所,電話番号,生年月日など)が保護されていること。
 - (4) 顔写真等については本人の同意があること。但し,スナップや集合写真を除く。
- 第8条 ホームページ内にリンクを張る場合は次に掲げる全ての事項を満たすものとし,疑義ある場合は調査広報委員会又は正副会長会が判断する。
- (1) 県P連及びホームページ開設の目的に反しないこと。
 - (2) 公序良俗に反しないこと。
 - (3) 相手先サイトの承諾があること。
- 第9条 ホームページ内に掲示板を設置する場合,インターネット委員会は第7条の各項に準じた基準により責任を持って管理しなければならない。

1 4 安全互助事業規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第6号の活動を行うために必要な事項を定める。
- 第2条 この事業の加入対象者は次のとおりとする。
- (1) 規約第6条に定める会員及び準会員
 - (2) 前項の代理人
 - (3) 小学校及び中学校、幼稚園に所属する会員並びに準会員の子（以下「学童」という）
- 2 この事業への加入及び負担金の納入については細則で定める。第3条 この事業の内容は次のとおりとする。
- (1) 健康・安全教育と安全対策の推進
 - (2) 学童の学校管理下外における事故に対する補償
 - (3) 会員のPTA活動中における事故に対する補償
 - (4) PTA活動に伴う賠償責任に対する補償
 - (5) PTA活動への助成
- 第4条 この規程の第3条の事業を推進するため、規約第28条に基づく推進委員会を置く。
- 第5条 この事業の運営のために必要あるときは、安全互助事業特別委員会を置くことができる。
- 2 安全互助事業特別委員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。
- 第6条 学童とPTA会員の支払対象となる傷害の範囲及び保険金額は保険会社と締結した約款による。
- 第7条 PTA活動に伴う賠償責任補償は、保険会社と契約して行う。
- 2 賠償責任の範囲と補償額は、保険会社と締結した約款により決定する。
- 第8条 この事業の経理は代議員会で決議した予算に基づいて行う。ただし、必要が生じた補正予算は理事会で承認を得なければならない。
- 第9条 この事業の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第10条 この事業を廃止するときは、理事会内に処理委員会を設置して審議し、その結果を代議員会に提案して、代議員会の議決を経なければならない。
- 第11条 この規程で定めることのほか、事業の運営上必要なときは、理事会の議決を経て細則を定めることができる。

1 5 代議員及び理事に関する規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第7条第4号及び第16条第2項に基づき、代議員並びに理事の定数等を定める。
- 第2条 理事の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数に応じ次のように定める
- (1) 1団体から30団体まで1名
 - (2) 31団体から50団体まで2名
 - (3) 51団体を超える場合3名
- 第3条 地区別連合体が、当該年度の理事を選出した場合は遅滞なく県P連に報告することとする。
- 第4条 代議員の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数及び会員数に応じ次のように定める。

- (1) 加入している単位P T A 数が 10 団体以内の場合は 1 名とし 10 団体を超える場合は、1 団体から 10 団体まで増すことに 1 名を加える。ただし 3 名を限度とする
 - (2) 加入している会員数が 3,000 人以内の場合は 1 名とし、3,000 人を超える場合は、1人から 3,000 人増すごとに、1 名を加える。
- 2 地区別連合体における代議員は、地区別連合体を組織する小連合体（町P T A連合会等）から、1 名以上選出することとする。

付 則

（施行期間）

この規程は、昭和 23 年 5 月 15 日から施行する。

（規程内名称）

各規程内において「規約」とあるのは、宮城県P T A連合会規約とする。各規程内における本会の名称は県 P 連とする。

改 正 沿 革

昭和 23 年 5 月 15 日	制定
平成 18 年 6 月 3 日	一部改正
平成 23 年 6 月 4 日	一部改正
平成 28 年 12 月 17 日	一部改正
平成 29 年 1 月 14 日	一部改正
平成 29 年 9 月 9 日	一部改正
平成 30 年 12 月 15 日	一部改正
令和元年 6 月 22 日	一部改正
令和 3 年 4 月 18 日	一部改正
令和 3 年 12 月 18 日	一部改正
令和 4 年 12 月 17 日	一部改正
令和 7 年 11 月 8 日	一部改正
令和 7 年 12 月 20 日	一部改正

令和 8 年度 地区事務局一覧

No.	地区名	学校名	事務長名	郵便番号	住 所
1	白石・刈田地区父母教師会連合会	越河小学校	菅原 基	989-0113	白石市越河字丑山下4 4 TEL0224-28-2008・FAX0224-28-2048
2	蔵王町父母教師会連合会	平沢小学校	千葉 一樹	989-0831	蔵王町平沢字台屋敷6 2 TEL0224-33-2024・FAX0224-33-2538
3	柴田郡父母教師会連合会	柴田小学校	吉村 愛	989-1761	柴田町大字葉坂字鍛冶内3 0 TEL0224-56-1430・FAX0224-56-1618
4	角田市父母教師会連合会	北角田中学校	佐藤 泉	981-1521	角田市江尻字前原5 0 TEL0224-68-2323・FAX0224-68-3384
5	丸森町 P T A 連合会	丸森中学校	伊藤 将人	981-2167	丸森町字田町南2 4 - 2 TEL0224-72-2145・FAX0224-72-1516
6	亘理郡連合父母教師会	山下第一小学校	鈴木 研一	989-2206	山元町大平字握6 TEL0223-37-0044・FAX0223-37-3532
7	岩沼市父母教師会連合会	玉浦小学校	佐藤 賢一	989-2424	岩沼市早股字小林3 9 6 - 1 TEL0223-22-2702・FAX0223-22-2759
8	名取市父母教師会連合会	増田西小学校	鈴木 知子	981-1231	名取市手倉田字堰根3 3 0 TEL022-382-2546・FAX022-382-2529
9	宮城地区 P T A 連合会	青山小学校	山田 貴史	981-0131	利府町青山3 - 4 5 - 1 TEL022-356-9451・FAX022-356-9974
10	塩竈市父母教師会連合会	塩竈第一小学校	小幡 藍	985-0056	塩竈市泉ヶ岡1 - 1 TEL022-362-2011・FAX022-362-2680
11	多賀城市父母教師会連合会	山王小学校	眞野 太郎	985-0854	多賀城市新田字北3 2 0 TEL022-368-9101・FAX022-368-9102
12	富谷黒川地区 P T A 連合会	富谷第二中学校	伊藤 仁人	981-3361	富谷市あけの平3 - 8 6 TEL022-358-3291・FAX022-358-3292
13	大崎市 P T A 連合会	事務局	三島 智子 (事務局員)	989-6152	大崎市古川二ノ構7 - 6 7 古川第一小学校内 TEL 080-2790-3225
14	遠田郡 P T A 連合会	涌谷中学校	佐藤 浩	987-0121	涌谷町涌谷字内林1 - 1 0 TEL0229-42-2049・FAX0229-44-1570
15	加美郡父母教師会連合会	中新田中学校	千葉 博	981-4262	加美町字一本杉1 2 TEL0229-63-2278・FAX0229-63-2279
16	栗原市 P T A 連合会	金成小中学校	千葉 卓	989-5184	栗原市金成小迫高見山3 5 - 3 TEL0228-42-1047・FAX0228-42-1148
17	石巻市 P T A 協議会	事務局	田村百合子 (事務次長)	986-0020	石巻市湊東1-13-1 湊中学校内 TEL0225-24-6567・FAX0225-24-6577
18	東松島市 P T A 連合会	大塩小学校	小森 祥生	981-0505	東松島市大塩字中沢下5 TEL0225-82-2220・FAX0225-82-3433
19	登米市 P T A 連合会	事務局	櫻井 勇子 (事務局員)	987-0602	登米市中田町上沼字西桜場1 8 登米市教育委員会内 TEL・FAX0220-34-3405
20	気仙沼市 P T A 連合会	階上中学校	中鉢 卓志	988-0238	気仙沼市長磯中原1 2 5 TEL0226-27-2304・FAX0226-27-2919
21	南三陸町 P T A 連合会	入谷小学校	田口 直彦	986-0782	南三陸町入谷字童子下1 9 3 - 2 TEL0226-46-2655・FAX0226-46-2654

令和 8 年度 地区単 P 数・代議員数一覧

教委管内	番号	地区名	児童生徒数(4月1日現在)			会員数 (A) × 80%	単 P 数	代議員数
			小学校	中学校	計 (A)			
大 河 原	1	白石・刈田地区	1,161	686	1,847	1,478	14	3
	2	蔵王町	407	249	656	525	8	2
	3	柴田郡	3,320	1,864	5,184	4,147	23	5
	4	角田市	909	577	1,486	1,189	7	2
	5	丸森町	389	241	630	504	3	2
仙 台	6	亘理郡	1,862	1,005	2,867	2,294	14	3
	7	岩沼市	2,123	1,195	3,318	2,654	8	2
	8	名取市	4,722	2,590	7,312	5,850	15	4
	9	宮城地区	3,164	1,679	4,843	3,874	18	4
	10	塩竈市	2,222	1,165	3,387	2,710	11	3
	11	多賀城市	3,245	1,654	4,899	3,919	10	3
	12	富谷黒川地区	5,088	3,030	8,118	6,494	24	6
北 部	13	大崎市	5,398	3,223	8,621	6,897	25	6
	14	遠田郡	1,461	857	2,318	1,854	7	2
	15	加美郡	1,039	610	1,649	1,319	9	2
	16	栗原市	2,091	1,293	3,384	2,707	17	3
東 部	17	石巻市	5,353	3,115	8,468	6,774	47	6
	18	東松島市	1,791	986	2,777	2,222	11	3
	19	登米市	2,949	1,706	4,655	3,724	27	5
南 三 陸	20	気仙沼市	1,853	1,085	2,938	2,350	21	3
	21	南三陸町	412	209	621	497	7	2
合 計			50,959	29,019	79,978	63,982	326	71

※代議員数は規程 15「代議員及び理事に関する規程」による。

PTAの歌

作詞 補作 作曲 編曲
 路十而一
 紅八裕
 日条関本
 春西古宮

Moderato

mf B E E#dim F#7 B E F#7 B

はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくるとんでくる

F# B D#m7 G#m7 C#m9 F#7

あかるいまーどーよ ほほえむかおよ

E B F#7 B F#7

さくらのーはなさくはるのうたー

B E B/D# E B/F# F#7 B

みんなでいっしょにうたおうよ

一、

春風そよそよ 吹く窓に
 小鳥もくるくる とんでくる
 明るい窓よ ほほえむ顔よ
 さくらの花咲く 春の唄
 みんなでいっしょに うたおうよ

二、

みどりに輝く 学校が
 明るい家庭を よんでいる
 希望の町よ 希望の村よ
 文化の光に 手をのべて
 子どもといっしょに 進もうよ

三、

あふれる力に 健康に
 子どもがよんでる おどつてる
 みりの秋よ もみじの丘よ
 こころも楽しい ハイキング
 子どもといっしょに おどろうよ

四、

世界を結んだ 大空に
 ひびいて子どもの 胸が鳴る
 あしたの鐘よ 夕べの鐘よ
 平和で住みよい 日本を
 みんなでいっしょに つくろうよ



宮城県 PTA 連合会

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町四丁目5-1
宮城県青年会館内

電 話 022 (295) 9 5 8 1
022 (295) 9 5 9 0

F A X 022 (256) 0 4 2 5

郵便振替口座 仙台 02270-2-2738

E-mail : miyagi-pta@h4.dion.ne.jp

<http://www.miyagi-pta.gr.jp/>